

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(令和元年度)

自治体	種類	合計	典型7公害							典型7公害 以外の苦情	
			小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
愛媛県		79	58	20	33	0	0	0	0	5	21
松山市		256	253	101	42	0	76	1	0	33	3
今治市		26	23	1	1	0	5	0	0	16	3
宇和島市		16	13	8	0	0	3	0	0	2	3
八幡浜市		2	2	0	0	0	1	0	0	1	0
新居浜市		57	57	41	2	0	11	0	0	3	0
西条市		166	23	2	6	0	8	0	0	7	143
大洲市		2	2	0	0	0	0	0	0	2	0
伊予市		33	3	0	2	0	0	0	0	1	30
四国中央市		69	57	38	5	0	7	0	0	7	12
西予市		20	10	5	0	0	2	0	0	3	10
東温市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		647	443	196	58	0	113	1	0	75	204
上島町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久万高原町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松前町		66	25	11	4	0	9	0	0	1	41
砥部町		69	11	0	1	0	6	0	0	4	58
内子町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊方町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼北町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松野町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛南町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町計		135	36	11	5	0	15	0	0	5	99
合計		861	537	227	96	0	128	1	0	85	324

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源	年 度		
	28	29	30
合 計	804	820	739
農 業	25	27	39
林 業	3	3	2
漁 業	3	7	3
鉱 業	3	5	3
建 設 業	97	88	103
製 造 業	83	75	76
電気・ガス・熱供給業・水道業	6	4	6
情 報 通 信 業	-	1	-
運 輸 業	8	10	12
卸 売 ・ 小 売 業	23	16	17
金 融 ・ 保 険 業	-	-	1
不 動 産 業	7	5	8
飲食店、宿泊業	13	16	20
医療、福祉	3	4	3
教育、学習支援業	1	3	2
複合サービス事業	7	3	-
サービス業（他に分類されないもの）	41	40	41
公務（他に分類されないもの）	2	3	6
分類不能の産業	9	9	2
会社・事業所以外	470	501	395
個人	320	354	285
その他	50	42	42
不明	100	105	68

発生源	年 度		
	28	29	30
合 計	804	820	739
焼 却 施 設	13	14	15
産 業 用 機 械 作 動	56	34	35
産 業 排 水	30	28	31
流 出 ・ 漏 洩	24	46	37
工 事 ・ 建 設 作 業	97	60	64
飲 食 店 営 業	9	10	12
カ ラ オ ケ	3	4	1
移動発生源(自動車運行)	2	8	10
移動発生源(鉄道運行)	-	-	1
移動発生源(航空機運航)	-	1	-
廃 棄 物 投 棄	56	63	48
家 庭 生 活 (機 器)	7	11	7
家 庭 生 活 (ペ ッ ト)	65	57	2
家 庭 生 活 (そ の 他)	40	29	20
焼 却 (野 焼 き)	206	256	269
自 然 系	69	68	32
そ の 他	84	100	119
不 明	43	31	36

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		排出ガス量40,000Nm ³ /時以上、かつ排出水量10,000m ³ /日以上以上の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出水量1,000m ³ /日以上以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			